

審 議 票

R4.3.3

Ⅲ-4

審議項目	訂正, 利用停止		
関係規定	現行条例		新法
	第 24 条～第 34 条		第 90 条～第 103 条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・ 請求する訂正内容が事実合致することを証する資料の添付 ・ 不訂正等の理由の付記など	・ 代理人による請求 ・ 開示決定の前置など	・ 事案の移送など
新条例への規定の可否	・ 開示, 訂正及び利用停止の手續に関する事項は, 法に反しない限り条例に規定できる。(新法第 108 条)		

※ 関係規定は, 別紙参照

項目と論点	1 請求手續	① 任意代理人による請求が可能となることへの対応 ② 郵送やオンラインによる訂正請求及び利用停止請求への対応の検討 ③ 開示決定の前置への対応 ④ 請求する訂正内容が事実合致することを証する資料を添付する規定がなくなることへの対応等
	2 決定等	① 不訂正理由や不利用停止理由の付記に係る条例の規定の要否

考え方(案)	<p><1について></p> <p>① 任意代理人による請求についても, 代理人本人であることの確認や代理権を有することの確認に加え, 必要に応じ本人の意思確認を行うなど, 慎重な対応が求められる。</p> <p>② 郵送による請求は, 現状は要綱に基づき病気その他やむを得ない理由により来庁が困難な者に限り認めている(開示請求と同様)が, 今後は特に限定せず郵送による請求も可能とする。(決定通知は, 現状も郵送で対応している。)</p> <p>③ オンラインによる請求は, 情報セキュリティの確保, 十分な本人確認が必要であることなどの課題はあるが, 行政手續の利便性の向上を図るため, 導入に向けた検討を進めていく。(決定通知についても併せて検討する必要がある。)</p> <p>④ 開示決定の前置については, 現行条例に比べ請求を制限することになるおそれがあり, 他の方法で対象となる保有個人情報明確に特定されていれば特に必要はないと考えている。(新条例に前置が不要である旨を規定したい。)</p> <p>⑤ 請求する訂正内容が事実合致することを証する資料を添付する規定については, 請求内容が明確になるよう, これに類する規定(訂正を希望する事実を不正確と考える根拠となる資料の提出又は提示を求める規定)を置くこととしたい。</p> <p><2について></p> <p>① 不訂正及び不利用停止の理由を決定通知書に記載することについては, 引き続き, 現行条例と同様の規定を置くことを考えている。</p>
--------	---

主な意見	後日記載
------	------

関係規定【訂正、利用停止】

現行条例	新法	備考
<p>(個人情報の訂正の請求) 第24条 公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。</p>	<p>(訂正請求権) 第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 <u>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</u> <u>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</u></p>	<p>＜開示決定の前置＞ ○ 新法では、開示決定に基づき開示を受けたもの又は他法令により開示を受けたものについてのみ、訂正請求・利用停止請求ができる。 ○ 開示を受けていない保有個人情報について訂正請求の対象とすることは、請求の前提となる手続に関する事項に含まれるため、制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような条例を規定することは妨げられない。(Q&A(案)(R3.11月 個人情報保護委員会事務局))</p>
<p>2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。 (個人情報の開示請求) 第14条 (略) 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報の開示を請求する場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項並びに第16条第1号及び第2号において「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人が反対の意思を表示したとき。 (2) 開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき。</p>	<p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第127条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p>	<p>(代理人) ○ 新法では、特定個人情報に限らず、任意代理人による請求が可能となる。(開示請求と同じ)(現行条例は、代理請求を広く認めることは、個人情報保護の観点から問題があるという考え方)</p>
	<p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>	<p>(請求期間)</p>
<p>(訂正請求の手続) 第25条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項 (3) 請求する訂正の内容及び訂正請求の理由 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項 2 訂正請求書には、請求する訂正の内容が事実と合致することを証する資料を添付しなければならない。</p>	<p>(訂正請求の手続) 第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。 (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 訂正請求の趣旨及び理由</p>	<p>(訂正請求書の提出) (事実と合致することを証する資料の添付) ○ 請求者が訂正を希望する事実を不正確と考える根拠を示すことを超えて、請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出又は提示しなければならないとすることは、請求者に対して一方的に当該請求の内容が事実と合致することの立証責任を課すこととなり、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであるため、そのような条例を規定することはできない。(Q&A(案)(R3.11月 個人情報保護委員会事務局))</p>
<p>3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。 (開示請求の手続) 第15条 (略) 2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>(本人確認等)</p>
<p>4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(補正)</p>
<p>(個人情報の訂正義務) 第26条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>(保有個人情報の訂正義務) 第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	

関係規定【訂正，利用停止】		R4.3.3	Ⅲ-4
現行条例	新法	備考	
<p>(訂正請求に対する決定等) 第27条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査をしたうえで、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第25条第4項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(訂正請求に対する措置) 第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(訂正の決定等)</p> <p>○ 新法の決定等の期限は、第94条</p>	
<p>2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正したうえで、その旨を文書により訂正請求者に通知しなければならない。</p>	<p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(訂正をしない旨の決定等)</p> <p>○ 新法には理由付記について明記されていないが、該当する不訂正理由は全て提示すること及び可能な限り具体的に記載する必要があることが「事務対応ガイド(案)」(R3.11月 個人情報保護委員会事務局)に記載されている。</p>	
<p>3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定をしたときは、<u>その旨及びその理由</u>を文書により訂正請求者に通知しなければならない。</p>	<p>(訂正決定等の期限) 第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(決定の期限)</p> <p>○ 決定の期限（現行条例と新法ともに30日以内）は同じ。</p>	
<p>4 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。 (開示決定等の期限) 第20条 (略) 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を文書により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(期限の延長)</p> <p>○ 延長期限（現行条例と新法ともに30日以内（当初期限から60日以内））は同じ。</p>	
<p>(訂正決定等の期限の特例) 第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第4項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 訂正決定等をする期限</p>	<p>(訂正決定等の期限の特例) 第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 訂正決定等をする期限</p>	<p>(期限の特例)</p>	
	<p>(事案の移送) 第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送した行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p>	<p>○ 開示請求の段階で移送した事案に係るものなどについて移送の協議をすることとなる。</p>	
<p>(個人情報の提供先への通知) 第29条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分（同法第26条前段において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知しなければならない。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知) 第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>○ 情報提供等記録（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。以下同じ。）に関しては、番号法第31条により、新法第97条を読み替えて適用するため、条例の個別条文は不要となる。</p>	

関係規定【訂正，利用停止】

現行条例	新法	備考
<p>(個人情報の利用停止の請求) 第30条 公文書に記録されている自己の個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に掲げる措置を請求することができる。 (1) 第6条第1項，第2項若しくは第3項又は番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき 当該個人情報の消去 (2) 第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して利用され，又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止 (3) 第8条第1項若しくは第2項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p>	<p>(利用停止請求権) 第98条 何人も，自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは，この法律の定めるところにより，当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し，当該各号に定める措置を請求することができる。ただし，当該保有個人情報の利用の停止，消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは，この限りでない。 (1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき，第63条の規定に違反して取り扱われているとき，第64条の規定に違反して取得されたものであるとき，又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>＜開示決定の前置＞ ○ 新法では，開示決定を受けたもの又は他法令により開示を受けたものについてのみ，利用停止請求ができる。（第90条参照） ○ 開示を受けていない保有個人情報について利用停止請求の対象とすることは，請求の前提となる手続に関する事項に含まれるため，制度の運用に支障が生じない限りにおいて，そのような条例を規定することは妨げられない。（Q&A（案）R3.11月個人情報保護委員会事務局） ○ 情報提供等記録に関しては，番号法第31条により，新法第98条～第103条の適用がない。</p>
<p>2 第14条第2項の規定は，前項各号に掲げる措置（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。 (個人情報の開示請求) 第14条 (略) 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の開示を請求する場合にあつては，未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項並びに第16条第1号及び第2号において「代理人」という。）は，本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，この限りでない。 (1) 本人が反対の意思を表示したとき。 (2) 開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき。</p>	<p>2 代理人は，本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(代理人) ○ 新法では，特定個人情報に限らず，任意代理人による請求が可能となる。（開示請求と同じ）（現行条例は，代理請求を広く認めることは，個人情報保護の観点から問題があるという考え方）</p>
	<p>3 利用停止請求は，保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならない。</p>	<p>(請求期間)</p>
<p>(利用停止請求の手続) 第31条 利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は，次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項 (3) 請求する利用停止の内容及び利用停止請求の理由 (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が定める事項</p>	<p>(利用停止請求の手続) 第99条 利用停止請求は，次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。 (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p>	<p>(利用停止請求書の提出)</p>
<p>2 第15条第2項の規定は，利用停止請求について準用する。 (開示請求の手続) 第15条 (略) 2 開示請求をしようとする者は，開示請求書を提出する際，実施機関に対し，自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し，又は提示しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において，利用停止請求をする者は，政令で定めるところにより，利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては，利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し，又は提出しなければならない。</p>	<p>(本人確認等)</p>
<p>3 実施機関は，利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは，利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めることができる。</p>	<p>3 行政機関の長等は，利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは，利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めることができる。</p>	<p>(補正)</p>
<p>(個人情報の利用停止義務) 第32条 実施機関は，利用停止請求があつた場合において，当該利用停止請求に理由があると認めるときは，当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で，当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。 2 前項の場合において，実施機関は，第30条第1項第2号の規定による利用の停止の請求に係る個人情報を容易に区分して除くことができるときは，当該個人情報の消去をもって当該利用の停止に代えることができる。</p>	<p>(保有個人情報の利用停止義務) 第100条 行政機関の長等は，利用停止請求があつた場合において，当該利用停止請求に理由があると認めるときは，当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で，当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし，当該保有個人情報の利用停止をすることにより，<u>当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは，この限りでない。</u></p>	<p>○ 利用停止請求に理由があると認められる場合であっても，利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には，利用停止を行わないこととなる。（事務対応ガイド（案）R3.11月個人情報保護委員会事務局）</p>

関係規定【訂正，利用停止】

現行条例	新法	備考
<p>(利用停止請求に対する決定等) 第33条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査をしたうえで、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(利用停止請求に対する措置) 第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(利用停止の決定等)</p> <p>○ 新法の決定等の期限は、第102条</p>
<p>2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。</p>	<p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(利用を停止しない旨の決定等)</p> <p>○ 新法には理由付記について明記されていないが、該当する不利用停止理由は全て提示すること及び可能な限り具体的に記載する必要があることが「事務対応ガイド(案)」(R3.11月 個人情報保護委員会事務局)に記載されている。</p>
<p>3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を文書により通知しなければならない。</p>	<p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(利用停止の実施及びその旨の通知)</p> <p>○ 現行条例では、実際に利用停止を行い、その旨を通知するところまで規定</p>
<p>4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部の利用停止をし、又は個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、個人情報の全部又は一部の利用停止をしなければならない。</p>		
<p>5 前項の規定により利用停止をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。</p>		
<p>6 第20条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。</p>	<p>(利用停止決定等の期限) 第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、<u>利用停止請求があった日から30日以内</u>にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(決定の期限)</p> <p>○ 決定の期限（現行条例と新法ともに30日以内）は同じ。</p>
<p>(開示決定等の期限) 第20条 (略) 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して<u>30日を限度として延長</u>することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を文書により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>30日以内に限り延長</u>することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(期限の延長)</p> <p>○ 延長期限（現行条例と新法ともに30日以内（当初期限から60日以内））は同じ。</p>
<p>(利用停止決定等の期限の特例) 第34条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第6項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p>	<p>(利用停止決定等の期限の特例) 第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p>	<p>(期限の特例)</p>